

1 事業名

所沢市公共下水道事業分担金条例の一部改正

2 事業の概要

1 平方メートル当たりの公共下水道事業分担金の額については、これまでも区域外接続の許可時点の受益者負担金の単位負担金額と同額としていることから、第 2 次市街化調整区域下水道整備計画に基づく前期計画（流域第 10 負担区）下水道整備事業の実施に係る下水道事業受益者負担金の単位負担金額 1,350 円と同額とするため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても同様の改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第61号 所沢市公共下水道事業分担金条例の一部を改正する条例

(分担金の額)

第4条 分担金の額は、建築物の敷地である土地1平方メートル当たり
1,350円とする。

(分担金の額)

第4条 分担金の額は、建築物の敷地である土地1平方メートル当たり
1,130円とする。